

○三木市教育事業補助金交付要綱

平成4年3月1日

改正 平成12年10月1日

平成18年4月1日

平成20年4月1日

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育事業に要する経費について市が補助金を交付することにより、教育の効果を高め、その振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）に交付する。

- (1) 学校教育振興補助金は、学校教育、学校の管理・運営、園児・児童・生徒の就園・就学・通園・通学、教職員の資質向上のための研修・研究及びこれらの分野において当市を代表し、国、県等の催しへの参加に係る事業
- (2) 社会教育振興補助金は、社会教育、文化・芸術、スポーツ、青少年教育、人権教育及びこれらの分野において当市を代表し、国・県等の催しへの参加に係る事業
- (3) 文化財補助金は、指定文化財の保護・保存に係る事業
- (4) 各種団体補助金は、前3号の活動を行う団体に係る事業

(対象団体)

第3条 前条第4号に規定する補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市内で活動を行っていること。
 - (2) 団体としての規約を有するとともに、経理、監査の機能を確立していること。
 - (3) 団体の活動実績が、客観的に確認できること。
- 2 前項各号に該当する団体であっても、政治的活動、宗教的活動又は営利事業を行うものは除外する。

(補助金交付の申請)

第4条 補助対象者又は団体（以下「補助対象者等」という。）が補助金の交付を受けようとする場合は、教育事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第5条 教育委員会は、前条に定める補助金の申請に係る審査を行い、適当と

認めたときは、教育事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者等に通知する。

- 2 教育委員会は、前項の補助金の交付に当たり、必要な修正及び条件を付することがある。

（交付決定の取消）

第6条 補助金交付決定後、補助対象者等が当該補助事業等を実施しない場合、申請内容を著しく変更して実施した場合又は前条第2項に定める修正若しくは条件に従わなかった場合には、教育委員会は交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（補助金の返還）

第7条 補助対象者等は、前条に定める補助金交付決定の取消を受けたときは、教育委員会に当該補助金を返還しなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助対象者等は、当該補助対象事業等が完了したときは、すみやかに教育事業補助実績報告書（様式第3号）とともに、別表に掲げる書類及び教育事業補助金請求書（様式第4号）並びに教育事業補助金振込依頼書（様式第5号）又は教育事業補助金領収書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

（手続きの省略）

第9条 簡易な補助金について教育委員会が認めたものについては、第8条の規定にかかわらず、その手続きの一部を省略することができる。

（審査会）

第10条 教育委員会に、教育事業補助金の適正な執行を図るため、教育事業補助金支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、教育長、教育企画部長、こども未来部長、教育政策課長、教育環境整備課長、文化スポーツ振興課長、図書館長、学校教育課長、教育センター所長、就学前教育・保育課長及び子育て支援課長並びにその他教育長が指名する職員で組織する。

- 3 審査会は、教育長が招集する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年3月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 三木市教育事業補助金交付要綱（昭和 5 0 年 4 月 1 日制定）
- (2) 遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱（昭和 3 2 年 4 月 1 日制定）
- (3) 三木市立幼稚園運営等補助金交付要綱（昭和 6 2 年 4 月 1 日制定）
- (4) 三木市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和 5 7 年 4 月 1 日制定）
- (5) 自転車通学者に係るヘルメット購入補助金交付取扱要領（昭和 6 0 年 4 月 1 日制定）
- (6) 三木市青少年文化活動に係る補助金支給要綱（昭和 6 2 年 4 月 1 日制定）
- (7) 子どもの遊び場の遊具設置補助金交付要綱（昭和 4 9 年 4 月 1 日制定）
- (8) パート調理員福利厚生事業補助金交付要綱（平成 3 年 9 月 1 日制定）

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

